

自己点検・評価 全学評価部会及び企画編集部会設置内規

内規制定 2015年3月4日 自己点検・評価全学委員会

(趣旨)

第1条 自己点検・評価規程第19条に基づき、大学全体に関わる内部質保証の実務を掌り、大学評価（認証評価）に係る事項を推進するために、自己点検・評価 全学委員会のもとに設置する自己点検・評価 全学評価部会（以下「全学評価部会」という。）及び自己点検・評価 企画編集部会（以下「企画編集部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(全学評価部会の目的及び設置)

第2条 自己点検・評価 全学委員会の依頼に基づき、大学全体に関わる検証を行い、大学全体に係る自己点検・評価報告書の原案を作成するため、全学評価部会を置く。

(全学評価部会の任務)

第3条 全学評価部会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 大学全体に関わる検証システムに関すること
- (2) 大学全体の「評価（案）」及び「自己点検・評価に基づく改善計画（案）」の策定に関すること
- (3) 自己点検・評価報告書（案）のうち大学全体の事項に関すること
- (4) 大学評価（認証評価）における大学全体に関わる評価に関すること
- (5) 自己点検・評価全学委員会における審議案件の企画、調整に関すること

(全学評価部会の組織)

第4条 全学評価部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 教務部長
- (2) 学生部長
- (3) 学長室専門員長
- (4) 副教務部長
- (5) 学長の指名する学長室専門員2名
- (6) 学長の指名する専任教員2名
- (7) 教学企画部長及び総務部長
- (8) 評価情報事務長

2 全学評価部会に部会長1名を置き、教務部長をもってこれに充てる。

(企画編集部会の目的及び設置)

第5条 自己点検・評価全学委員会の定める基本方針に基づき、自己点検・評価活動の企画・実施・調整、報告書の編集及び大学評価（認証評価）に係る事項を協議するため、企画編集部会を置く。

(企画編集部会の任務)

第6条 企画編集部会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 自己点検・評価活動の企画・実施・調整に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施に関わる説明会の開催に関すること
- (3) 自己点検・評価報告書の編集に関すること
- (4) 各部門の自己点検・評価に対する検証に関すること
- (5) 改善アクションプランの実施に関すること
- (6) 学生調査の実施、分析、検証に関すること
- (7) 内部質保証システムの構築や検証方法の普及、広報に関すること
- (8) 大学評価（認証評価）に関すること
- (9) 自己点検・評価全学委員会における審議案件の起案、調整に関すること

(企画編集部会の組織)

第7条 企画編集部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する学長室専門員1名
 - (2) 学長の指名する副教務部長1名
 - (3) 学長の指名する全学委員会委員若干名
 - (4) 評価情報事務長及び評価情報事務室員
- 2 企画編集部会に部会長1名を置き、学長の指名する学長室専門員をもってこれに充てる。

(任期)

第8条 全学評価部会員及び企画編集部会員（以下「部会員」という。）の任期は、職務上部会員となる者を除き、2年とする。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第9条 全学評価部会及び企画編集部会の事務は、教学企画部評価情報事務室が行う。

(内規の改廃)

第10条 この内規を改廃するときは、自己点検・評価全学委員会の議を経な

ければならない。

(雑則)

第11条 この内規に定めのない事項については、自己点検・評価全学委員会委員長が同委員会の同意を得て、これを定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
(任期の特例)
- 2 この内規の施行後、最初に任命される部会長及び委員の任期については、第8条本文の規定にかかわらず、2016年（平成28年）3月31日までとする。

以 上